

議案第12号

令和4年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出

長生村長 小 高 陽 一

提案理由

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、提案するものです。

主な補正の内容

歳入歳出を精査し、それぞれ増減するものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		149,745	1,534	151,279
	1. 後期高齢者医療保険料	149,745	1,534	151,279
3. 繰入金		50,951	△1,244	49,707
	1. 一般会計繰入金	50,951	△1,244	49,707
4. 繰越金		10	1,080	1,090
	1. 繰越金	10	1,080	1,090
歳入合計		201,300	1,370	202,670

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		190,821	280	191,101
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	190,821	280	191,101
3. 諸 支 出 金		260	1,090	1,350
	2. 一般会計繰出金	0	1,090	1,090
歳 出 合 計		201,300	1,370	202,670

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	112,069	△5,383	106,686
2. 普通徴収保険料	37,676	6,917	44,593
計	149,745	1,534	151,279

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	41,065	△1,244	39,821
計	50,951	△1,244	49,707

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	10	1,080	1,090
計	10	1,080	1,090

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△5,383	特別徴収保険料現年度分
1. 現年度分	6,907	普通徴収保険料現年度分
2. 滞納繰越分	10	普通徴収保険料滞納繰越分

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金	△1,244	保険基盤安定繰入金

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	1,080	前年度繰越金

2. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	190,821	280	191,101			280	
計	190,821	280	191,101			280	

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 一般会計繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	1,090	1,090				1,090
計	0	1,090	1,090				1,090

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	280	○後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合納付金 ・保険基盤安定制度拠出金	280 280 1,524 △1,244

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
27. 繰出金	1,090	○繰出金 繰出金 ・一般会計繰出金	1,090 1,090 1,090